

Ⅲ 通関士審査業務の新設について

2014年9月29日

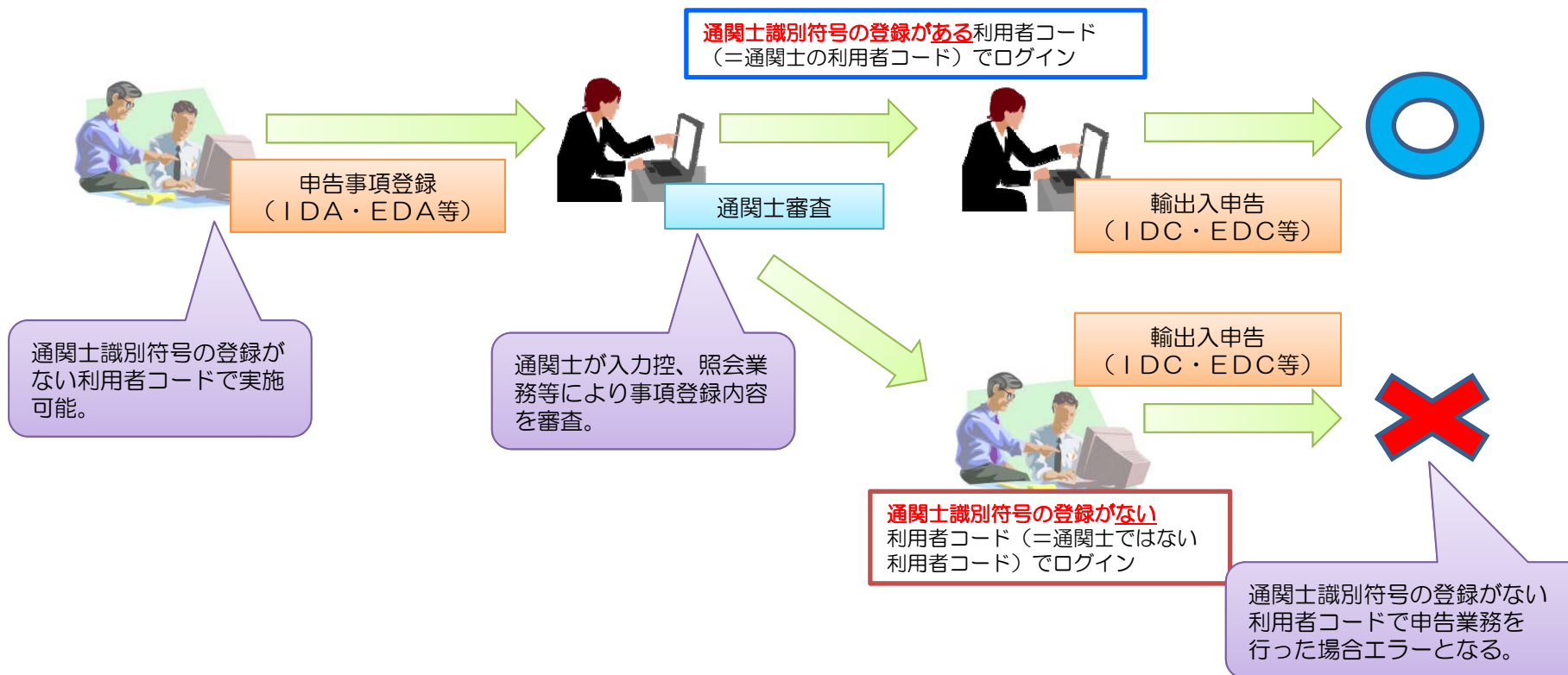
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



1. 輸出入申告の現状及び対応案について

<現状>

輸出入申告は通関士識別符号（＝証券番号）が登録されている利用者コードでなければ実施できない。



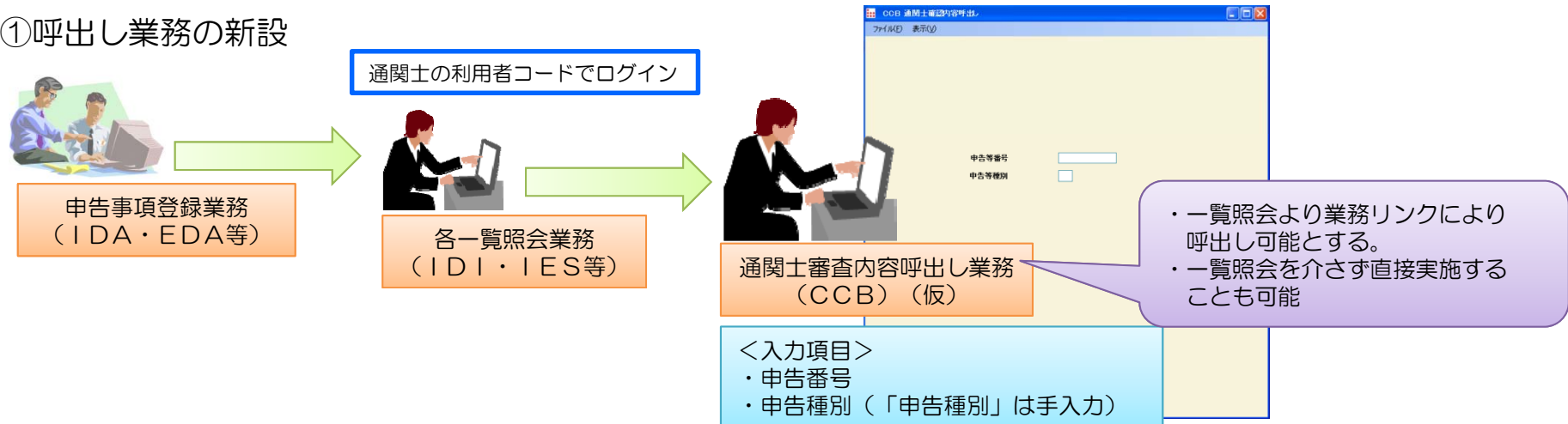
<次期>

通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

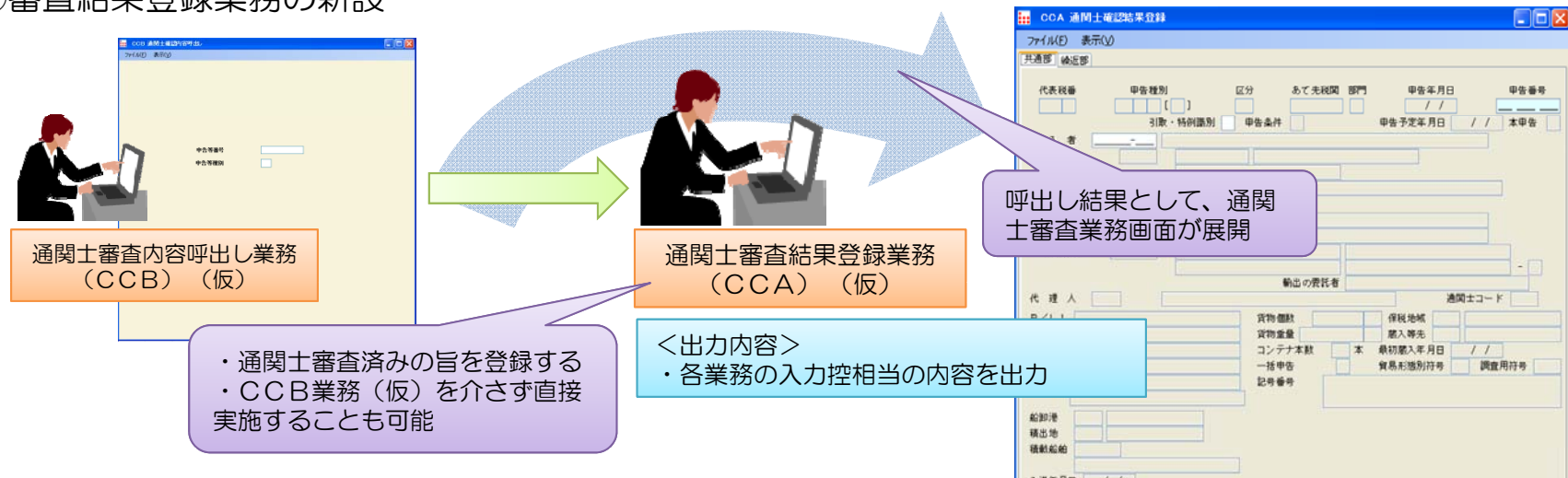
2. 通関士審査業務の新設（申告呼出し業務・審査結果登録業務の新設）

- ① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼出しできる業務を新設
- ② 当該呼出し業務から呼出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設

① 呼出し業務の新設



② 審査結果登録業務の新設



※通関士審査業務画面は申請手続き種別に応じた画面を出力します。(対象手続きについては次スライド参照)

3. 通関士審査対象の手続きについて（案）

現在、検討中の対象手続きは以下の通りです。

項番	対象となる申告・申請手続き（案）	
1	輸入	輸入申告（IDC/SWC）
2		石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）
3		輸入マニフェスト通関申告（MIC）
4	輸出	輸出申告（EDC）
5		輸出許可内容変更申請（EAC）
6		輸出マニフェスト通関申告（MEC）
7		輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）

4. 通関士審査業務新設後の申告フロー

